

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路線名	一般国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市上新井五丁目八番八地先から同市上新井五丁目二番二七地先まで
供用開始の期日	令和五年二月二十四日
備考	令和三年七月九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一九・四六メートル